



特定非営利活動法人
おかやま成年後見サポートセンター

5周年記念シンポジウム

日時:平成25年8月30日(金) 13時~17時20分

会場:ピュアリティまきび 2階 孔雀の間



【主催】

NPO法人 おかやま成年後見サポートセンター（通称：おかさぽ）

【後援】

岡山市 倉敷市 岡山県社会福祉協議会 岡山県行政書士会

目次

◆プログラム	...	1
◆記念講演 『遺品整理の現場から学ぶ』 講演者プロフィール・レジメ	...	2
◆パネルディスカッション『構成員の違いから見た法人後見の現状と課題』 レジメ・資料等	...	4
コーディネーター、パネリストプロフィール	...	5
法人の概要	...	7
法人の問題点・課題とその対応	...	14

プログラム

- 12:00 開場・受付
- 13:00 開会・来賓あいさつ
- 13:10 **基調報告『おかサポ5周年の歩みと今後の展望』**
おかサポ理事長 川口 隆志
- 13:40 **記念講演『遺品整理の現場から学ぶ』**
～最後まで孤立しないために～
有限会社キーパーズ代表取締役 吉田 太一 氏
- 15:10 休憩
- 15:20 パネルディスカッション
『構成員の違いから見た法人後見の現状と課題』
コーディネーター
岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会
代表 竹内 俊一 氏
- パネリスト
特定非営利活動法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク副理事長
弁護士法人岡山パブリック法律事務所
所長 井上 雅雄 氏
特定非営利活動法人ゆずり葉の会
理事長 佐藤 恵美子 氏
特定非営利活動法人サポートステーションもみじ
事務局長 増田 桂一郎 氏
一般社団法人北九州成年後見センターみると
理事 藤井 清二 氏
特定非営利活動法人おかもやま成年後見サポートセンター
副理事長 仲宗根 康一
- 17:20 閉会あいさつ
- 18:00 交流会

記念講演 『遺品整理の現場から学ぶ』
～最期まで孤立しないために～

有限会社キーパーズ 代表取締役 吉田 太一 氏

【講演者プロフィール】



大阪府生まれ。1994年、「トランスポート引越サービス／吉田物流(株)」を創業。全国初、引越し屋さんのリサイクルショップを立ち上げメディアの反響を呼ぶ。

そして数々のお宅へ伺う中で得た顧客の声をヒントに‘遺品整理’の必要性・将来性に着目。2002年、これまた全国初となる‘遺品整理専門会社キーパーズ’を設立。『天国へのお引越しのお手伝い』をコンセプトに、東京・名古屋・富山・大阪・福岡・北海道・北九州、そして韓国に支店を構え、年間1500件に及ぶ遺品整理サービスを提供している。

また、一年間に300件を越える‘孤立死’現場の中から、見聞きし実感した事柄を発信していく活動も積極的に行っており、『孤立死しない為には』『死に様から学ぶ生き様』など、遺品整理人という独自の立場から社会問題を捉え問題提起。どこか重々しいテーマと対照的な、軽妙な口調と関西仕込みのユーモアあふれるトークが好評を博し、全国各地で催される講演会は、現在では年間50件以上にも上る。

著書：「遺品整理は見た!」・「遺品整理屋は見た!!天国へのお引越しのお手伝い」共に扶桑社。「おひとりさまでもだいじょうぶ」ポプラ社。「遺品整理屋が聞いた・遺品が語る真実」青春出版。「孤立死・あなたは大丈夫ですか？」扶桑社。「私の遺品お願いします。」など多数。

2011年11月にキーパーズがモデルとなった小説「アントキノイノチ」(さだまさし著 幻冬舎)が映画化され、モントリオール映画祭にてイノベーションンアワードを受賞、日本中に遺品整理業の存在が知られる事となった。
日本ペンクラブ会員。

「遺品整理の現場から学ぶ」～最期まで孤立しないために～

「天国へのお引越しのお手伝い」キーパーズ 代表取締役 吉田太一

★はじめに

- ・なぜ私が講師なのか？（亡くなった方の部屋に入った事が日本で一番多い人だから）
- ・遺品整理の現場から故人の生き様から学ぶ。（遺品とは？・遺品整理は考古学？）
- ・DVDの放映と制作の目的（現実を知る事によって変わる自主的な考えや行動）

★孤立死を減らすのではなく、孤立させない事が重要

- ・孤立死の実態の把握は困難（解決するには現状と実数の把握が前提だが・・・）
- ・社会から孤立していなければ死後数日発見が遅れても孤立死ではない（室内事故死）

★現場に遺された生き様から見える原因

- ・年間遺品整理件数 1600 件、孤立死の作業件数約 200～300 件（80%が男性と非常に多い）
- ・高齢者の問題だけではない？（意外に多い初代オタク世代 50 代から 65 歳までの孤立死）
- ・過去 40 年間で何が起こったのか？（1 ルーム M、コンビニ、PC、携帯、ゲーム等の増加）
- ・何故、孤立し引き籠るのか？（会社から突然突き放された不器用な中年男性の心理）
- ・バランスの崩れた人間の増加（誰にも干渉されず、不衛生で乱れた部屋で暮らす人々）
- ・本当の健康意味を忘れた人々の増加（身体的、精神的、社会的、経済的良好なバランス）
- ・若年化していく孤立化の問題（煩わしさから逃避し、便利と自由な世界で育った人格）
- ・孤立死に恐怖を感じない若者（人生の幸せ度の高い高齢者と低い 20 代の若者の心情）
- ・高齢化や少子化以上に怖い未婚者の増加問題（異性に関して興味のない若者の増加）
- ・男女共に増える単身世帯（結婚の意義の崩壊、女性の社会進出と男性の経済的不安定）

★男性と女性の違いによる要因

- ・目的、結論、同調が無いと長く話を続けられない男性、話すとスッキリする女性
- ・他人との会話のネタを持たない不器用で家庭生活で役に立たない男性（産業廃棄物？）
- ・セカンドライフを有意義に過ごせる女性、嫁が先に亡くなると生活できない男性
- ・“助けてほしい”と言えないプライドの高い不器用な男性（世話好きの女性に頼る選択）

★社会から孤立しない為に・・・（孤立と自立の違い？）

- ・現実を知り“自分は孤立死したくない”という強い気持ちを持つ事が一番の対策
- ・家族から孤立しないように意識する。（同居するよりも一人住まいのほうが気楽）
- ・親友よりも身近な友達を複数人持つ。 ※身内よりも親友よりも当てになる近くの友達
- ・自立したおひとり様は友達が多い。（一人生活を好んでいるが人付き合いは嫌いでない）
- ・若者の孤立化防止策を考える事が自身の孤立化防止対策につながる（示しが見つからない）
- ・何歳まで生きるかを自分で決めておく事（距離と燃料を確認する…、1 年は 8760 時間）

★おひとりさまからの電話

- ・遺品整理の事前相談者の増加（大半が女性、自分の事は自分で・・・）
- ・30%は身内が居ない、30%は身内に迷惑かけたくない、30%は身内は全て拒否したい
- ・自分がまさかこの年まで生きるとは思わなかった（どうしたら上手く死ねるかしら？）
- ・質素に遠慮して大人しく生活しない事（少し可愛げを持ち、多少我ままな方が良い）

パネルディスカッション

『構成員の違いから見た法人後見の現状と課題』

登壇者



コーディネーター
岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク
代表 竹内 俊一 氏



パネリスト
岡山高齢者・障害者支援ネットワーク 副理事長
岡山パブリック法律事務所 所長 井上 雅雄 氏



パネリスト
ゆずり葉の会
理事長 佐藤 恵美子 氏



パネリスト
サポートステーションもみじ
事務局長 増田 桂一郎 氏



パネリスト
北九州成年後見センター
理事 藤井 清二 氏



パネリスト
おかやま成年後見サポートセンター
副理事長 仲宗根 康一 氏

コーディネーター、パネリストのプロフィール(敬称略)

【コーディネーター】 竹内 俊一(たけうち しゅんいち)

昭和53年3月 中央大学法学部法律学科卒業
平成7年4月 岡山弁護士会弁護士登録
平成17年4月 NPO岡山高齢者・障害者支援ネットワーク理事
平成19年7月 岡山市高齢者虐待対応アドバイザー
同 日本弁護士連合会高齢者障害者の権利に関する委員会委員
平成20年4月 岡山弁護士会高齢者・障害者支援委員会委員
平成21年2月 全国権利擁護支援ネットワーク副代表
平成22年4月 NPO岡山高齢者・障害者支援ネットワーク理事長
平成24年11月 NPO岡山未成年後見支援センターえがお理事長

【パネリスト】 井上 雅雄(いのうえ まさお)

岡山市出身。昭和36年(1961)生まれ。
昭和60年東京大学を卒業し、松下電器産業株式会社に勤務。
平成9年岡山弁護士会登録。
ハンセン病国家賠償訴訟弁護団として、療養所の将来構想問題に関与。
専門家ネットワークの一員として高齢者・障がい者の支援に取り組んでいます。子どもシェルターの運営にも関与しています。
弁護士法人岡山パブリック法律事務所所長
公益財団法人リーガルエイド岡山常務理事
NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク副理事長
NPO法人岡山入居支援センター理事長
NPO法人子どもシェルターモモ副理事長
NPOあんしんコミュニティ岡山理事長
一般社団法人中四国よりそいネットワーク代表理事

【パネリスト】 佐藤 恵美子(さとう えみこ)

最終学歴 昭和33年 真備高等女学校卒業
職歴 岡山市内旭鉄工所に事務員として就職
その後結婚し家庭に入る

社会後見活動内容等

長女出産後まもなく重症心身障害児とわかり7歳ごろ重症心身障害児施設旭川児童院に入所。その後児童院家族会・岡山県重症心身障害児(者)を守る会の立ち上げに参加する。
昭和45年ごろより会長・副会長を繰り返しつつとめる。
平成13年 岡山市の介護相談員を10年つとめる。
平成17年 岡山市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の生活支援員としてつとめている。
現在は、岡山県重症心身障害児(者)を守る会会長
旭川児童院家族会会長
特定非営利活動法人ゆずり葉の会理事長
地域の中では高島ボランティアで活動しています。

【パネリスト】 増田 桂一郎(ますだ けいいちろう)

最終学歴 昭和62年 岡山商科大学商学部卒

職歴 平成2年10月 社会福祉法人閑谷福祉会 閑谷学園勤務

平成24年11月より特定非営利活動法人 サポートステーションもみじ事務局長

【パネリスト】 藤井 清二(ふじい せいじ)

学歴・職歴

昭和47年3月	九州工業高等学校土木科卒業
昭和47年3月年4月～昭和60年4月	日本化薬(株)勤務
昭和60年6月	福岡県行政書士会会員登録
昭和60年6月	行政書士 藤井事務所 開設 代表者
昭和60年6月～平成17年6月	東京海上火災保険(株)代理店登録SP保険サービス 設
平成8年5月～平成17年6月	安田火災海上保険(株) 代理店登録
平成16年5月～	(有) フジイ 設立 代表取締役就任
平成16年5月～	(株)日本建設業経営分析センター設立 取締役就任
平成18年5月～	(株)日本建設業経営分析センター 代表取締役就任
平成22年12月～	(社)KHSソリューション設立

社会活動歴


平成9年4月～平成15年3月	福岡県行政書士会 理事
平成12年5月～平成15年3月	行政書士会地区協議会 副会長
平成12年5月～平成24年3月	戸畑活性化協議会
平成13年5月～	福岡県社会福祉協議会 相談員
平成17年5月～平成19年4月	福岡県行政書士会 理事公安運輸部長
平成18年4月～	北九州成年後見センター 理事専門職
平成19年5月～平成23年3月	福岡県行政書士会 北九州西支部顧問
平成20年5月～平成23年9月	行政書士会 北九州地区協議会 会長
平成23年10月～平成25年3月	福岡県行政書士会理事

【パネリスト】 仲宗根 康一(なかそね こういち)

最終学歴 岡山大学

職歴 団体職員、法律事務所勤務を経て
平成12年に行政書士登録
岡山県行政書士会 理事





法人の概要

法人の概要

平成25年6月1日現在

法人名	特定非営利活動法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク
事務所所在地	岡山市北区春日町5番6号
設立年月日	平成17年1月7日
代表者職・氏名	理事長 弁護士 竹内 俊一
理事数	12名
監事数	2名
その他役員	0名
会員数	正会員313名
受任方針	・財産管理と身上監護を要する案件を受任する。
受任件数 (累計)	・227件
法人運営	・財産管理担当と身上監護担当を選任し、担当事務局が協力して事務を提供し、報告時に後見監査員がチェックしている。
事務局体制	・月給制職員3名 ・パートタイマー4名
その他	なし

法人の概要

平成25年6月1日現在

法人名	弁護士法人岡山パブリック法律事務所
事務所所在地	岡山市北区春日町5番6号
設立年月日	平成16年8月23日
代表者職・氏名	所長 弁護士 井上 雅雄
理事数	7名
監事数	0名
その他役員	0名
会員数	0名
受任方針	・対応可能であれば、できるだけ受任する。
受任件数 (累計)	・法人受任 260件(297件) ・個人受任 17件
法人運営	・これまで、各案件毎に担当弁護士、担当社会福祉士、担当事務局を決めて対応してきた。現在、より組織的に対応する体制に変革すべく事務所内に後見センターを準備中。
事務局体制	・各弁護士毎に事務局があり、この事務局が対応してきた。現在、後見センターを準備中。
その他	なし

法人の概要

平成25年6月1日現在

法人名	特定非営利活動法人 ゆずり葉の会
事務所所在地	岡山市北区祇園866番地
設立年月日	2009/4/1
代表者職・氏名	理事 佐藤恵美子
理事数	19名
監事数	2名
その他役員	福祉関係顧問2名 司法書士アドバイザー1名
会員数	利用会員 243名 運営会員 249名
受任方針	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護事業所 旭川児童院・睦学園の利用者 ・成年後見制度を利用していない利用者の生活支援
受任件数 (累計)	法人後見人219件 (うち終了及び辞任12件)
法人運営	<ul style="list-style-type: none"> ・入会金 2000円 年会費 2000円 ・運営会員がボランティアとして活動し、1回の交通費300円
事務局体制	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川児童院家族会室を事務局としている。
その他	活動のためボランティア保険加入

法人の概要

平成 25 年度 6 月 1 日現在

法人名	特定非営利活動法人 サポートステーションもみじ
事務所所在地	岡山県和気郡和気町和家 7 0 2
設立年月日	平成 2 0 年 1 0 月 1 0 日
代表者職・氏名	理事長 金子扶自男
理事数	4 名
監事数	1 名（公認会計士兼務）
その他の役員	なし
会員数	1 7 名
受任方針	無報酬案件で個人では受けがたいもの 虐待案件等個人では受けがたいもの
受任件数 (累計)	法人後見人 5 件（うち終了 1 件）
法人運営	後見報酬は法人が受領 その他収入は会費収入
事務局体制	東備地域支援センター内を事務局としている。
その他	

法人の概要

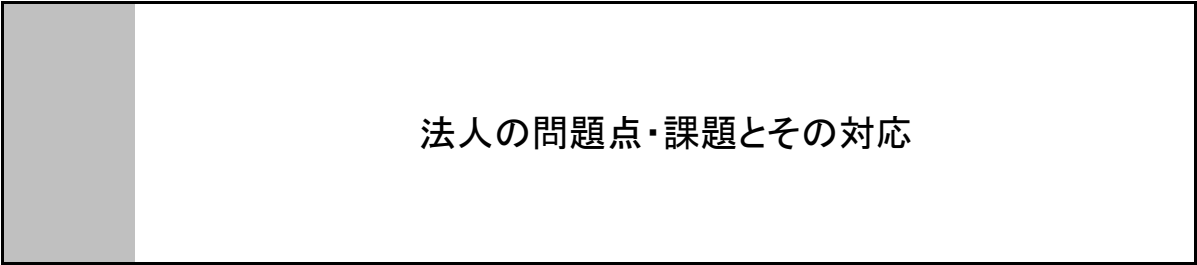
平成 25 年 6 月 1 日

法人名	一般社団法人北九州成年後見センター
事務所所在地	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号ウエルとばた内
設立年月日	平成 18 年 3 月 9 日
代表者職・氏名	代表理事 中野昌治
理事数	6 名
監事数	1 名
その他の役員	無し
会員数	社員 2 名（社会福祉法人北九州市社会福祉協議会と一般社団法人サポート・ネット）
受任方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争性があり個人では受けがたいもの ・ 家裁からの依頼
受任件数 （累計）	平成 18 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 1 日まで 201 件 平成 25 年 6 月 1 日現在の受任数は 125 件
法人運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入は北九州市との委託契約によるものと後見等報酬 ・ 1 案件に対して法律職と福祉職と事務局がチームで担当
事務局体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ センター長 1 名（司法書士）とセンター長補佐 1 名（弁護士） ・ 常勤職員 6 名（うち 5 名は福祉士有資格者）非常勤職員 2 名
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償保険は全行団を通じ加入。 ・ 研修は非常勤専門職・事務局職員対象に年 4 回実施

法人の概要

平成25年6月1日現在

法人名	特定非営利活動法人おかやま成年後見サポートセンター
事務所所在地	岡山市南区藤田579番地20
設立年月日	平成21年4月1日
代表者職・氏名	理事長 川口 隆志
理事数	10名 (H24.5に7名から10名に)
監事数	1名 (税理士兼務)
その他の役員	法律顧問：弁護士1名 福祉関係顧問：社会福祉士1名 (H24.5から)
会員数	すべて行政書士 49名 (兼務を含む)
受任方針	<ul style="list-style-type: none"> ・無報酬案件で個人では受けがたいもの ・報酬は多少見込めるが、虐待案件等個人では受けがたいもの ・家裁からの依頼 ・市長申立案件など
受任件数 (累計)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人後見人103件 (うち、終了及び取り下げ22件) ・法人後見監督人2件 (うち、終了1件)
法人運営	<ul style="list-style-type: none"> ・後見報酬の1/3ずつを担当者と法人が受領 ・法人はその1/3をプールして、本人の資産から報酬が受領できない案件は法人が担当者に最低補償 ・その他の収入は、会費と寄附及び助成金事業
事務局体制	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長事務所を事務局としている。 ・独立した事務所、事務局を模索中
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償保険はあいおい損保 ・研修は、法人独自研修を含め、毎月ネット懇の研修等も活用している。



法人の問題点・課題とその対応

NPO 法人岡山高齢者・障害者支援ネットワークの
問題点・課題とその対応について

問題点	事件数を抑制して、困難事案を中心に受任してきたため、経験者に頼らざるをえなかった。そのため、事件数に偏りが生じ、新規担当者の養成が十分でない。非常勤の役員のみで常勤の責任者がいない。
課題	法人の将来の方向性を議論し、将来に見合う形での法人体制を確立すること。担当者養成システムを確立すること。
対応	実施した事業調査結果に基づいて、課題グループ毎にプロジェクトチームを編成して検討を行なう。

弁護士法人岡山パブリック法律事務所の問題点・課題と
その対応について

問題点	平成22年から、担当弁護士・担当社会福祉士・担当事務局という体制を組み、困難案件も含めて多数の受任をしてきたため、担当案件数が急増し、従来の受任体制では限界となった。
課題	社会福祉士を継続的に採用する仕組みを構築。案件管理・チェック体制の構築。より上質なサービスを提供し続けられる体制の構築。
対応	後見センター構想。身上監護補助者の採用。後見事務補助者の採用。後見に選任する弁護士の養成。人事異動。社会福祉士の募集を継続。

ゆずり葉の会の問題点・課題とその対応等について

佐藤 恵美子

ゆずり葉の会の構成員は利用会員さんと運営会員さんです。利用会員さんは旭川児童院と睦学園に入所している重症心身障害者の方です。運営会員さんはその家族の方等です。入所している子供たちは、平成18年の障害者自立支援法が施行され措置制度より契約制度にかわりました。そのために殆どの子供たちに後見人が選任されて個人後見をしておられます。しかし、親御さんも歳をとりなかなかこれから先の後見は非常に難しくなっています。院の行事や面会に来てやりたくても自分の身体がままならなくなり、ましてや遠くに住んでいると交通の便も悪く、わが子がどんなにしているかと思いつつも面会に来てやる事ができません。又緊急に他の病院などに入院した場合などは子供の命にかかわることですので一刻を争います。そのときは、病院近くに住んでいる理事さんが夜でも出向き同意書を書きます。

各病棟にリーダーさんと副リーダーさんを決めています。自分の子供が入所している病棟の利用会員さんのことは誰よりも良くわかるので日常の身上監護をしていただき、理事さんや事務局とは連携を密にしています。

先ほどもお話しましたように、親御さんが高齢で亡くなれば相続問題や後の後見人の問題点が沢山出るようになってきました。おかげさまでゆずり葉の会には専門職の弁護士さん・税理士さん・行政書士さん・社会福祉士さん・アドバイザーとして司法書士さんが理事で加わってくださっています。その上、院の院長・顧問も理事さんとして加わってくださっています。私たちは判らないことが沢山あっても相談に乗っていただけるし、困ることは対処していただいていますので大船に乗ってるようなものです。

財産管理はそれぞれの親御さんが、個人後見人で裁判所で選任されておられるので預金通帳等の管理はしていただいています。年に1回4月に通帳等の財産のコピーを提出していただき、それを税理士さんに精査していただき、家庭裁判所に提出してもらっています。只利用会員さんも大変多くコピーの提出日を決めていてもなかなか揃わないので何回も電話をして催促しています。時に裁判所から説明を求められることがあり、ご家族の方と一緒に裁判所に出向きます。年に2回ほどは学習会も持ち、専門職の先生に講師をお願いし勉強もしていますが、出席している方は問題はありませんが、出て来られない方に問題が有り、これからどのように連絡をしていくかが課題です。理事会も二ヶ月に一度はもって、問題があれば理事さん皆で話し合い、個人的な相談があれば理事会のあと専門職の先生に話を聞いていただき解決しています。

これから先、運営会員さんの年齢が高くなり、会の業務は年々増えていきます。少しでも会の安定した組織運営を目指すためには若い世代の家族の方にも声を

かけ多くの運営会員として参加してもらえるように働きかける必要があります。今理事さんの中にも兄弟姉妹の方が三人入っています。

学習会を継続して行い人権擁護等に対する意識を高めていく必要もあります。

これからも色々な問題点や要望がでてくると思いますが、子供たちは重い障害を背負いながらも懸命に生きています。将来も幸せに生きていくことが出来るように安定した運営を継続していかなければと思っています。

なにもわからない家族会でしたが、専門職の先生方・施設の先生方に色々ご指導いただき、皆に見守られて五年が過ぎたと感謝のきもちで一杯です。ありがとうございました。

NPO 法人 サポートステーションもみじ の問題点・課題とその対応について

設立趣旨（抜粋）

措置から利用契約へと転換されることで、自己決定・自己選択が尊重されたとはいえ、精神上的障害によって、自己決定していくにあたり、判断能力が十分でない方（知的障害者・精神障害者・認知症高齢者等）には、その自己決定を支援していく必要があります。また近年、自己決定・自己選択の尊重とともにその裏では自己責任を伴うものになっている感が否めません。障害を持たれた方の権利を擁護していく仕組みがなければ、地域で安心して自立した生活を実現することは出来ません。

また専門家に依頼する場合の費用負担、本人の親が後見人になる場合の手続きの煩雑さ、また障害者の支援は、長期的で永続的に、生活全体から本人を支えていくことが重要な視点となります。こうした観点から本人の権利を擁護する成年後見人には誰が一番ふさわしいのかという課題もあります。

私たち特定非営利活動法人サポートステーションもみじは、こうした課題から、ノーマライゼーションの理念に基づき、本人の意思や自己決定権が損なわれることなく、長期的で永続的に権利を擁護していこうと、豊富な経験をもつ福祉専門職や成年後見人として必要な知識、経験を有した者、そして当事者の親が集まり、法人後見を実施していこうと設立いたしました。

○設立の際重視したこと

- ・主に知的障がいのある方への支援
- ・経済的虐待の可能性のある方
- ・専門家に依頼する場合の費用負担

◎問題点・課題

- ・知的障害者の自己決定について
知的障がいの特性
「YES」は本当にYESなのか？
- ・経済的虐待の可能性のある方
はっきりと虐待と叫べないような親子の関係
- ・費用負担

今後の方向性

誰のための、何のための後見なのか

北九州成年後見センターの概要



一般社団法人 北九州成年後見センター

藤井清二

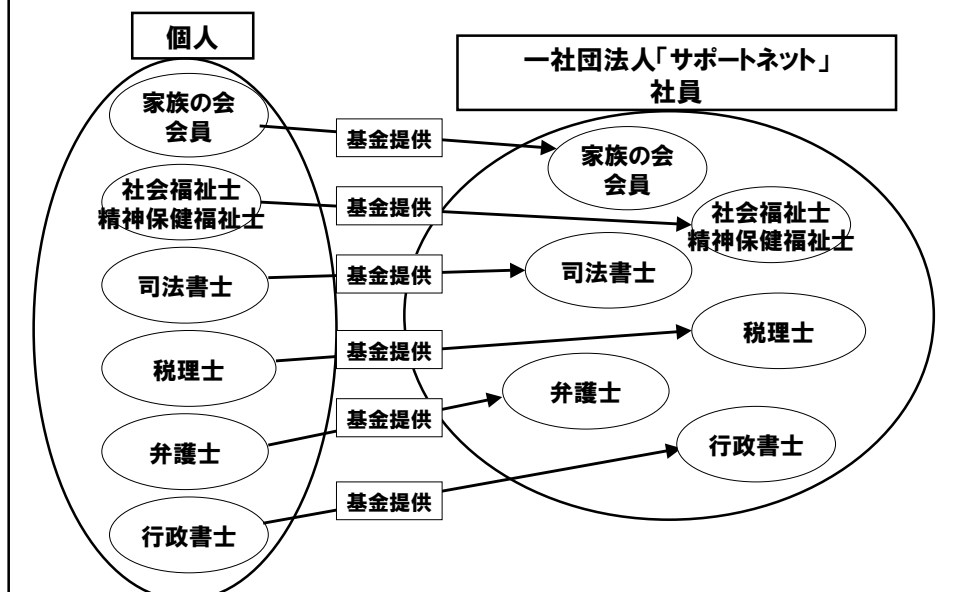
一般社団法人 北九州成年後見センターの成り立ち



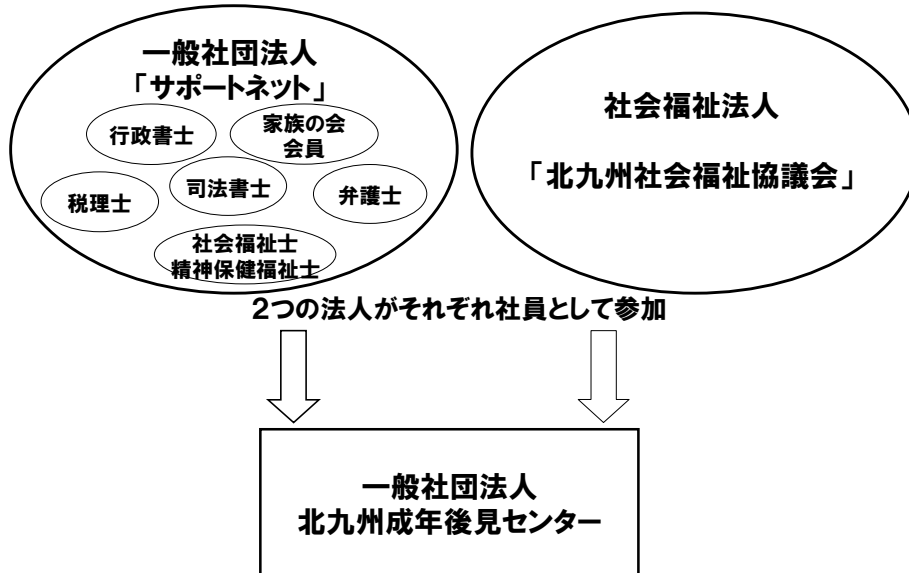
平成18年にセンターが設立された背景

- **改正介護保険法施行**
新たな仕組みとして、介護の予防や権利擁護の相談機能を持つ地域包括支援センターが新設
- **高齢者虐待防止法施行**
地方公共団体は高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護や養護者の支援義務
- **障害者総合支援法施行**
障害者のサービスも契約へ全面的に移行

一般社団法人「サポートネット」概念図



一般社団法人「北九州成年後見センター」概念図

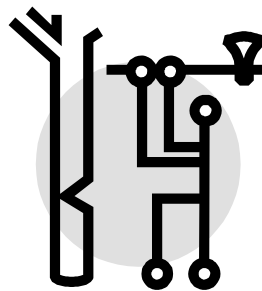


センターの体制

(H25年6月1日現在)

- 1、代表理事 弁護士**
センター長 司法書士
センター長補佐 弁護士
事務局次長 精神保健・社会福祉士
- 2、非常勤専門職:56名**
弁護士18名・司法書士12名
行政書士2名・税理士1名
社会福祉士・精神保健福祉士等23名
- 3、事務局:福祉専門職員5名・事務職員1名**

北九州成年後見センターの業務



北九州成年後見センターの主な業務 ①

法律専門職



福祉専門職



事務局員



家庭裁判所の選任により法人として後見人・保佐人・補助人、推薦により後見監督人などに就任。
法律専門職・福祉専門職・事務局職員がチームで担当します。

センター法定後見等受任実績

平成18年4月1日からH25. 6. 1まで

法定後見等受任 累計 202件
(内77件はすでに終了)



●受任案件実数(平成25年6月1日時点) 125件

1. 疾病障害種別

65才以上	91件
65才以下	34件

2. 申立人

親族・本人・職権他	107件
市長	18件

北九州成年後見センターの主な業務 ②

●北九州市との委託契約(成年後見利用支援事業)

・成年後見制度に関する相談

平成24年度実績 電話388件・来所160件・訪問13件

・成年後見制度利用促進のための普及・啓発

研修会や市民講座への講師派遣

他市町村からの視察対応

・市長申立て事務

平成24年度北九州市長申立事務取扱は・・・

高齢者17件・障害者1件

●北九州市から業務委託

(地域包括支援センター)、行政の障害者相談窓担当職員への

権利擁護研修企画運営)

・「成年後見制度の現況について(申立・後見事務・保全処分等)」

福岡家庭裁判所小倉支部

・「市長申立の現状と受任後の対応等」司法書士

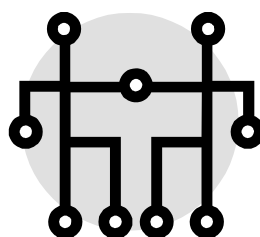
・「北九州市障害者基幹相談支援センターの役割や機能について」

・「高齢者虐待における法的視点について」弁護士

・「高齢者虐待への対応について」社会福祉士

・高齢者虐待対応困難事例について～高齢者虐待防止法等Q&A～:弁護士

北九州成年後見センターの事例



北九州成年後見センターの特徴

- ①後見人を受任する親族がいないなどの理由により第三者後見人の選任が必要で本人の収入や資産が少なく、報酬を支払う資力に乏しい為、個人に受任してもらうことが困難なケース
- ②親族がいるが紛争がある、もしくは本人が虐待を受けているなどの対応困難ケース

NPO法人 おかやま成年後見サポートセンター（略称おかサポ）の
課題と対応について

2013.8.30

仲宗根康一

1. 当法人の受任許容限度

会員数49名で後見等の累計103件（内、終了等22件）（各々H25.6.1現）
来年あたりは許容限度に近づく気配を感じている。
事案の内容についてはまさに十人十色であり、類型によって困難度が計れるものでないことから、一概に私達のキャパは何人と言えないと思うが・・・。

許容限度を広げるには、①個々のスキルアップと②構成員の増加に尽きると思う。

①スキルアップについては、構成員個々の前職が多種多様であることから相互の支援・協力により期待できる。また、そのようなケースも存在する。

構成員が行政書士という強みがあり、後見事務の遂行では行政機関との折衝においてその特徴が発揮されている。

反面、福祉に関する分野や在宅案件が総体に弱いという課題があったが、昨年より社会福祉士の方を顧問にお迎えしたことで克服の方向に向かっている。

②構成員の数については50人を超えたり割り込んだりしているが、行政書士会内において認知度がかなり高まってきたので、これからは期待できると考えている。

私達は入会しても直ちに後見業務に携われず、研修を50単位以上終了しなければならない規定がある。

そのため、最短でも7ヶ月の研修期間があり、構成員の増加と後見人候補者の人数にタイムラグが生じていることは否めない。

しかし、質の良い後見業務を実現するためには避けて通れないと考えている。

2. 後見等報酬の公平・平等の確保

私達は後見事務を「財産管理担当」と「身上監護担当」に分けてひとつの事案を二人で担当しているが、財産管理を担当する構成員は誰々と固定していない。同一人がA事案では身上監護担当、B事案では財産管理担当と言うことになる。

報酬は担当者2名と法人が各々1/3で按分している。

当然のことだが財産管理と身上監護双方の事務量が平等であることは望めない。

また、報酬が望めない事案が続くということも起きている。

おかサポでは事案毎の担当者名・報酬の額などを一覧にして、受取り報酬額が出来るだけ平等になるよう心掛けているが、不平等への愚痴が散見される。

この点の克服は、当法人設立の目的や個々人の志望動機を日々再確認することと担当者を選定している役員（現在は理事長）への信頼以外にないと考えている。

3. 独立した事務所と事務局員の確保を目指して

現在、おかサポは理事長の個人事務所を法人事務所とし、理事長とその事務員に大半の事務負担をお願いしている状況である。

独立した事務所・事務員を実現するためには、安定した財政の確立が求められるがそのためには、何らかの形で「受託事業」を行うことと考えるが、今後の検討課題である。

家庭裁判所に対して「報酬が期待できる事案」も一定程度振り分けて頂く様をお願いしているが、引続き、要望をしていきたい。

以上